

第 3 4 号 議 案

東京都台東区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤  
職務代理者副区長

( 提 案 理 由 )

この案は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）の改正に伴い、審査会の招集に関し、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都台東区建築審査会条例（昭和58年3月台東区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。第3号において同じ。）」を加え、同項第2号中「第94条第1項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

第6条第1項中「第94条第3項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。